

## 川崎市まちづくり局営繕工事における材料検査に関する指針

### 1 目的

川崎市工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）、川崎市請負工事監督規定（以下「監督規定」という。）及び設計図書により材料検査の実施と検査記録を整備することが規定されている。

営繕工事に使用する材料及び機器（以下「工事中材料等」という。）の品質や機能が一定の水準にあることは、工事の品質を確保する上で、重要な要素であり、設計図書との照合・確認を行うことは、監督員の基本的義務の一つである。

この指針は、まちづくり局が発注する営繕工事における材料検査について、建設業における働き方改革や国土交通省の営繕工事における工事関係書類の簡略化を踏まえ、品質や機能に影響のない範囲で、工事中材料等における、施工計画書、現場搬入報告及び材料検査における、品質・仕様等の確認方法や記録の整備等について、必要な事項を定めたものである。

### 2 材料検査

材料検査については、工事中材料等を、重要度に応じて、表一 1、設計図書等、及び監督員の指示により以下の A と B に区分し、以下により材料検査を行う。

なお、材料検査（試験）立会いは、受注者から材料検査願の提出を受けた場合、監督員の指示及び設計図書等に明記された場合による。

(1) A と B については、以下のとおりとする。

ア 受注者は、工事施工前に、工事中材料等の品質・仕様を満たした上で施工計画書、承諾図、試験成績表等を作成すると共に、カタログ、規格を証するマーク等を提出し、監督員は設計図書に基づき、照合及び確認を行う。主要な材料以外（ねじ、釘等）のものについても、監督員が必要とした場合は、イ以降についての確認を行う。

イ 受注者は、材料搬入時に、工事中材料等の品質・仕様を工事写真、伝票、納品書もしくは出荷証明書のいずれかにより確認し、工事月報等により監督員に報告する。また、受注者は試験成績表や製品検査報告書等があれば併せて報告し、監督員が確認する。

ウ 受注者は、工事施工後速やかに、伝票、納品書、出荷証明書の写し（以下伝票等という。）及び数量報告書（様式 1 又は監督員の承認を受けた任意書式）を提出し、監督員が確認する。

数量報告書は、伝票等の記載内容を集計し、材料名、搬入日ごとの数量、合計数量、当該数量の単位が内訳書の単位と異なる場合の換算、及び、内訳書の数量（以下「参考数量」という。）を満たさない場合の理由を記入する。

ただし、目視（壁・天井軽量鉄骨下地は施工写真）により設計図書を満たすことが

確認できるものに限り、受注者は数量報告書の作成を省略でき、監督員は伝票等の数量と参考数量の比較を省略できる。

(2) Aについては、以下のとおりとする。

ア 監督規定第16条第1項による「指定した工事材料等」とし、監督員は、監督規定第23条により材料検査簿に記入する。所要数量、検査数量及び合格数量は一式に統一する。

イ 監督員は、左官、防水、塗装、吹付塗材の各工程での使用量が指定された工事用材料等について、受注者から提出された数量報告書により、参考数量以上の搬入を確認すること。

#### 附 則

- 1 この指針は令和8年4月1日から施行する。
- 2 この指針は令和8年4月1日に施工中の工事より適用する。
- 3 「建築工事用材料等の現場搬入及び検査に関する指針」及び「材料検査及び材料搬入報告に関する指針の運用について（建築工事）」は廃止する。

表-1

建築工事	工所用材料	A	B	備考
土	土間下断熱材		○	
	土（買土）		○	
	止水板		○	
地業	現場造成杭		○	鉄筋・コンクリート参照
	既成杭（コンクリート、鋼管）	○		
	砂・砂利		○	
	杭周固定液・根固め液		○	配合計画書・試験成績表
鉄筋	鉄筋		○	ミルシート
コンクリート	レディミクストコンクリート		○	配合計画書・試験成績表
	混和剤		○	配合計画書
鉄骨	鋼材		○	錆止めは塗装工事欄（Aとする）
	ボルト類		○	
	溶接棒		○	
	デッキプレート製品		○	
	無収縮モルタル		○	
			○	
既成コンクリート	コンクリートブロック		○	
	押出成形セメント版		○	
	A L Cパネル		○	
			○	
防水	塗膜防水材料	○		
	シーリング材	○		
	アスファルト防水材料	○		
	シート防水材料	○		
石	天然石（特注品のみ）	○		
	石製品		○	
タイル	タイル（特注）	○		
	タイル（既製品）		○	
木	木材		○	含水率
	防腐剤		○	
屋根及びとい	とい		○	
	折板		○	
	ドレイン		○	
	金属板、スレート版等		○	
金属	軽量鉄骨壁下地		○	
	軽量鉄骨天井下地		○	
	金属材料		○	
	金属製品		○	
	スチールパーテーション		○	製品検査報告書

表-1

建築工事	工事用材料	A	B	備考
左官	仕上塗材	○		
	特殊モルタルの混入材	○		
	左官材料	○		
	ロックウール	○		
建具	金属性建具 (B L)		○	
	金属性建具 (注文製品)		○	製品検査報告書
	木製建具		○	
	シャッター		○	製品検査報告書
	ガラス		○	
塗装	塗料	○		鉄骨錆止め含む
			○	
内装	床材		○	ビニールシート、フローリング、畳等
	ボード類		○	
	壁紙クロス		○	
	吸音材・断熱材		○	吹き付け材除く
ユニットその他	ユニット製品		○	
	カーテン・ブラインド		○	
	家具		○	
外構	舗装材料		○	
	ユニット製品		○	
植栽	樹木 (株物・地被・芝含む)		○	
その他		○	○	監督員の指示・設計図書による

表一1

電気設備工事	工事用材料	A	B	備考
電力設備	電線・ケーブル類		○	
	電線保護物類		○	
	配線器具		○	
	照明器具		○	
	舞台照明装置	○		調光装置を含む。既製品を除く
	防災用照明器具		○	誘導灯信号装置は除く
	分電盤等	○		既製品を除く
	電熱装置	○		既製品を除く
	外線材料		○	マンホール、ハンドホール含む
	特注機器	○		
受変電設備	キュービクル式配電盤等	○		
	特注機器	○		
電力貯蔵設備	直流電源装置	○		
	交流無停電電源装置 (UPS・CVCF)	○		既製品を除く
	特注機器	○		
発電設備	ディーゼル発電装置	○		既製品を除く
	ガスエンジン発電装置	○		既製品を除く
	ガスタービン発電装置	○		既製品を除く
	コージェネレーション装置	○		既製品を除く
	太陽光発電装置	○		既製品を除く
	風力発電装置	○		既製品を除く
	特注機器	○		
通信・情報設備	電線類		○	
	電線保護物類		○	
	端子盤・収納ラック		○	
	構内情報通信網装置	○		既製品を除く
	構内交換装置	○		既製品を除く
	情報表示装置	○		既製品を除く
	映像・音響装置	○		既製品を除く
	拡声装置	○		既製品を除く
	誘導支援装置	○		既製品を除く
	呼出装置	○		既製品を除く
	テレビ共同受信装置		○	
	テレビ電波障害防除装置		○	
	監視カメラ装置	○		既製品を除く
	駐車場管制装置	○		既製品を除く
	入退室管理装置	○		既製品を除く
	自動火災報知装置		○	総合操作盤を除く。R型はCRT図を確認。
	ガス漏れ火災警報装置		○	
自動閉鎖装置		○		

表一1

電気設備工事	工事用材料	A	B	備考
	非常警報装置		○	非常放送アンプは除く
	外線材料		○	
	特注機器	○		
中央監視制御設	監視制御装置	○		
	特注機器	○		
その他		○	○	監督員の指示・設計図書による

表-1

機械設備工事	工事用材料	A	B	備考
給排水衛生・ 空気調和設備 (弁類)	減圧弁		○	水圧及び作動
	安全弁		○	水圧及び作動
	温度調整弁		○	水圧及び作動
	電磁弁		○	水圧及び作動
	電動弁		○	水圧及び作動
給排水衛生・ 空気調和設備 (ポンプ類)	遠心ポンプ		○	揚水量、揚程、電流値及び水圧
	水中モータポンプ		○	揚水量、揚程、電流値及び水圧
	真空給水ポンプユニット		○	揚水量、給水圧力、空気量、真空度及び電流値
	オイルポンプ		○	揚油量、全圧力及び電流値
給排水衛生・ 空気調和設備 (タンク類)	鋼板製タンク		○	満水及び内部防錆皮膜
	FRP製タンク		○	満水
	ステンレス鋼板製タンク		○	満水
	貯湯タンク		○	水圧
	オイルタンク (地下式)		○	水圧及び外面防錆皮膜
	オイルタンク (その他)		○	満水
	膨張タンク (開放式)		○	満水及び内部防錆皮膜
	膨張タンク (密閉式)		○	水圧または気密
	環水タンク		○	満水及び内部防錆皮膜
	熱交換器		○	能力、水圧及び内部防錆皮膜 (水室部)
	ヘッダー (蒸気)		○	水圧
ヘッダー (その他)		○	水圧及び内部防錆皮膜	
空気調和設備	ボイラー	○	○	熱出力、水圧及び騒音 ※特注はA
	鋼製簡易ボイラー	○	○	熱出力及び水圧 ※特注はA
	温水発生器 (真空式)	○	○	熱出力、水圧及び気密 ※特注はA
	温水発生器 (無圧式)	○	○	熱出力、水圧及び満水 ※特注はA
	温風暖房機	○	○	熱出力、風量、静圧、電流値及び騒音※特注はA
	直焚き吸収冷温水機	○	○	冷凍能力、加熱能力、電動機出力、水圧、騒音及び気密 ※特注はA
	小型吸収冷温水機ユニット	○	○	冷凍能力、加熱能力、電動機出力、水圧、騒音及び気密 ※特注はA
	冷凍機 (圧縮式)	○	○	冷凍能力、電動機出力、振動、騒音、水圧及び気密耐圧 ※特注はA
	冷凍機 (吸収式)	○	○	冷凍能力、水圧、騒音及び気密 ※特注はA
	空気熱源ヒートポンプユニット		○	冷凍能力、加熱能力、騒音及び電動機出力
	冷却塔		○	冷却能力及び騒音
	送風機		○	風量、全圧、回転数、電流値及び騒音
	パッケージ型空気調和機 (ガスエンジン式を含む)		○	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音、水圧及び気密耐力
	ユニット型空気調和機	○	○	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び水圧 ※特注はA

表-1

機械設備工事	工事中材料	A	B	備考
機械設備工事	コンパクト型空気調和機		○	能力、風量、静圧、電流値、振動、騒音及び水圧
	ファンコイルユニット		○	能力、風量、定格消費電力、損失水頭及び騒音
	空気清浄装置		○	捕集率及び初期抵抗
	全熱交換機		○	全熱交換効率及び圧力損失
	全熱交換ユニット		○	全熱交換効率及び騒音
	ファンコンベクター		○	能力、風量、定格消費電力及び騒音
	防火・防煙ダンパー		○	漏気量及び作動
	ピストンダンパー		○	漏気量及び作動
	排煙口		○	漏気量及び作動
	ダクト・ダクト付属品		○	
	自動制御設備	自動制御装置		○
端末装置			○	構造、動作、絶縁抵抗、耐電圧
自動制御盤			○	構造、動作、絶縁抵抗、耐電圧
中央監視盤			○	構造、動作、絶縁抵抗、耐電圧
給排水衛生工事	定水位調整弁		○	水圧及び作動
	ガス湯沸器		○	熱出力及び水圧
	消化機器		○	水圧または耐圧
昇降機設備	エレベーター用電動機及び電動発電機		○	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
	エレベーター用主索		○	切断及び素線
	エスカレーター用電動機		○	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
し尿浄化槽工事	槽		○	満水
	機器		○	水圧及び作動
電気工事	盤類		○	動作、絶縁抵抗及び耐電圧
	電動機		○	特性、温度上昇、絶縁抵抗及び耐電圧
給排水衛生工事	衛生器具		○	
	厨房機器		○	
	排水金具		○	
	桝及びフタ		○	
配管工事	管及び継手		○	JISマーク等確認
	一般用弁及び栓		○	
	防振継手等		○	
	計器等		○	
保温・塗装及び防錆工事	保温材		○	
	塗装・防錆材		○	
ガス設備	管及び継手		○	JISマーク等確認
	器具類		○	
その他		○	○	監督員の指示・設計図書による





